

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務の目的は、周防大島町（以下「周防大島町」という。）において、将来にわたる持続可能な社会を実現するため、地域の特性を踏まえた実効性の高い地球温暖化対策実行計画を策定することである。この計画策定を通じて、地域課題の解決や新たな価値の創出を図るとともに、町民・事業者・関係団体との連携を強化し、地域全体で取り組む体制を構築することを目指すこととする。また、国の政策や最新の知見を踏まえ、具体的かつ効果的な対策を示すことで、本町の地球温暖化対策を推進し、より良い未来へと繋げることを目指すこととする。

「周防大島町地球温暖化対策実行計画」は、本町区域の温室効果ガス排出量の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標等を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進等について定める「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を整理するとともに、庁内の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を取りまとめた「周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定、区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図る「周防大島町気候変動適応計画」の3つの計画を統合した計画とする。

2 業務の概要

（1） 業務名称

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

（2） 業務内容

別添「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書」のとおり。

なお、契約にあたっては、「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務」及び「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」に分割する。

（3） 履行場所

山口県周防大島町

（4） 履行期間

①周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務

契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで

②周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

（5） 提案上限額

①周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務

委託費の上限は 10,670,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内とし、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※ 上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格ではない。

②周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

委託費の上限は、7,238,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内とし、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※ 上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格ではない。

3 担当部署

周防大島町産業建設環境部生活衛生課生活衛生班

住所：〒742-2301 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地

電話：0820-79-1012 FAX：0820-79-1022

E-mail：seikatsu@town.suo-oshima.lg.jp

4 選定方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

参加者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- （１） 法人格を有する者であること。
- （２） 参加申込書の提出期限までに周防大島町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び同条第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- （６） 本実施要領公表日から契約締結日までの間において、周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（平成 17 年 5 月 1 日）に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- （７） 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

- (8) 令和2年度以降に、地方公共団体が発注した以下の全ての業務を元請として完了した実績を有すること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- ①「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定もしくは改定業務
 - ②環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」の間接補助事業を活用した業務
- (9) 以下のいずれかの資格を有する者を管理技術者又は主担当技術者として配置できる者であること。
- ①技術士（建設部門（建設環境））
 - ②技術士（衛生工学部門）
 - ③環境省認定制度 脱炭素アドバイザー
- (10) 共同事業体で参加申込をする場合には、以下要件を全て満たしていること。
- ①共同事業体の構成は3者以内とし、構成員は日本国内の事業者に限る。
 - ②共同事業体の代表構成員が担当者であること。
 - ③共同事業体の構成員が、他の共同事業体の構成員と重複していないこと。
 - ④共同事業体の代表構成員及びその他構成員については、上記（1）～（7）の要件を満たすこと。
 - ⑤（8）及び（9）については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

6 実施スケジュール

公募開始（本町ホームページ掲載）	令和7年5月9日（金）
実施要領等の公表及び配布期間	令和7年5月9日（金）～6月2日（月）正午
質問書の提出期限	令和7年5月14日（水）正午まで
質問書の回答（本町ホームページ掲載）	令和7年5月20日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年5月23日（金）正午まで
参加資格の審査結果通知	令和7年5月26日（月）頃
企画提案書等の提出期限	令和7年6月2日（月）正午まで
書類審査（提案者多数の場合）	令和7年6月5日（木）
書類審査結果の通知	令和7年6月6日（金）頃
審査（プレゼンテーション）	令和7年6月13日（金） 予定
審査結果通知	令和7年6月18日（水） 予定
業務委託契約締結	令和7年6月下旬頃 予定

※説明会は行わない。

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

7 実施要領等の配布方法

(1) 配布期間

令和7年5月9日（金）から令和7年6月2日（月）正午まで

(2) 配布方法

本町ホームページからダウンロード。

(3) 配布資料

- ア 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書
- ウ 参加申込書（様式第1号）
- エ 会社概要書（様式第2号）
- オ 業務実績表（様式第3号）
- カ 業務実施体制（様式第4号）
- キ 配置予定者調書（様式第5号）
- ク 企画提案書等提出届（様式第6号）
- ケ 質問書（様式第7号）
- コ 辞退届（様式第8号）

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第7号）により電子メールで担当部署まで提出すること。電子メールの件名を「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務公募型プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信した後、提出先に対し受信確認の電話をすること。電話、口頭及び提出期限後の質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月14日（水）正午まで（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月20日（火）に、本町ホームページに掲載し、公表することとし、個別に回答は行わない。なお、質問を行った質問者名等は公表しない。また、個々の質問者の参加資格要件に関わることや、意見の表明と解されるものについては回答しない。回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、又は修正されたものとみなし、回答に対する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

9 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、関係書類を次の方法により提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ 業務実績表（様式第 3 号）
- エ 業務実施体制（様式第 4 号）
- オ 配置予定者調書（様式第 5 号）

（2） 提出部数

原本 1 部

（3） 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）正午まで（必着）

（4） 提出先

3 に同じ

（5） 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留又は簡易書留とすること。期限を過ぎて到着、持参したものについては無効とする。

10 参加申込書等の作成

（1） 参加申込書（様式第 1 号）

- ①参加申込書を提出する担当者の連絡先を記載すること。
- ②共同事業体で作成する場合、代表事業者が作成し、代表事業者の担当者の連絡先を記載すること。

（2） 会社概要書（様式第 2 号）

- ①会社名、社員数、保有資格、事業内容等、最新の情報を記載すること。
- ②共同事業体で作成する場合、代表事業者以外においても作成すること。

（3） 業務実績表（様式第 3 号）

- ①令和 2 年度以降に履行した業務実績（「5 参加資格」に記載した（8）に該当する業務）を記載すること。
- ②業務実績の証拠書類として、実績を証明することのできる書類（TECRIS 登録又は契約書の写し等）を添付すること。
- ③共同事業体内の実績も対象とするが、その場合はその旨が分かるように明記すること。

（4） 業務実施体制（様式第 4 号）

業務の実施体制、担当業務の内容が明確となるよう業務責任者、主担当者その他本業務に携わる予定の者について、所属・氏名、有している技能・資格、担当区分、指揮命令系統が分かるように業務実施方針。業務実施フローを記載すること。

「参加申込者全体における本業務の連絡体制・バックアップ体制」及び「参加申込者全体における特徴・PR（他社にない強みなど）」を記載すること。

（5） 配置予定者調書（様式第 5 号）

- ①配置予定技術者（管理技術者、照査技術者、主担当技術者、担当者）ひとりにつき、1枚作成すること。
- ②配置予定技術者の保有資格、直接雇用に係る証明書類（資格証、保険証等）の写しを添付すること。
- ③業務実績の証明書類（TECRIS 登録又は契約書の写し等）を添付すること。

11 企画提案書等の提出

参加申込をした者は、次の方法により企画提案書等を提出すること。

（１） 企画提案書の内容

別添の「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書」、「別紙 プロポーザル審査評価基準」を参照の上、委託業務の内容に応じた区分けを行い、調査対象・分析方法・設定手順・スケジュール・施策内容・計画手順・策定方法・支援体制等について具体的な提案をすること。

（２） 提出書類

提出書類は、下表の順序にて、簡易 A 4 ファイルで製本し、提出すること。

- ①企画提案書等提出届（様式第 6 号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務見積書（任意様式）

（３） 提出部数

原本 1 部、副本 6 部とし、副本への押印は省略することができる。

（４） 提出期限

令和 7 年 6 月 2 日（月）正午まで（必着）

（５） 提出先

3 に同じ

（６） 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留又は簡易書留とすること。期限を過ぎて到着、持参したものについては無効とする。

（７） 留意事項

- ①提案は、参加資格者 1 者につき、1 つの提案とする。参加資格者が複数の提案をした場合、失格とする。
- ②提出期限を経過した後の書類の変更、差替え又は再度の提出は認めないものとする。

12 企画提案書等の作成

（１） 企画提案書等提出届（様式第 6 号）

- ①企画提案書を提出する担当者の連絡先を記載すること。
- ②共同事業体で作成する場合、代表事業者が作成し、代表事業者の担当者の連絡先を記載すること。

(2) 企画提案書（任意様式）

- ①企画提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。
- ②必要に応じて、A4判横、A3判横の使用を認めるが、A3判の用紙を使用する場合は、A4判の大きさに3つ折にすること。なお、A3判1ページはA4判2ページと数えることとするが、白紙面についてはページ数に入れない。
- ③企画提案書は、表紙・目次・業務工程表を添付し、表紙・目次を除いて20ページ以内とする。
- ④記載内容については、貴社の提案事項の趣旨が十分伝わるよう具体的且つ簡素な文章表現とすること。また必要に応じて、文章表現を補うために着色や図表等を採用することも可能とする。
- ⑤企画提案書は、原本1部のみ裏面に提出者名を記載し、残りの副本6部については、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク、社章は記入しないでください。

(3) 業務見積書（任意様式）

- ①見積書の宛名は「周防大島町長」とすること。
- ②業務名は「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」とすること。
- ③書式は自社様式で可とするが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること。
- ④履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積記載金額については、消費税等込みの金額を記入すること。
- ⑤積算内訳は、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

13 辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合には、速やかに3記載の担当部署に連絡するとともに、辞退届（様式第8号）を提出すること。

14 事業者の審査・選定

(1) 審査方法

- ①本プロポーザルへの参加申込書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本町が設置する「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査基準に基づき、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容及び質疑応答の審査、採点し、最優秀者及び次点者を選定する。

②本プロポーザルの参加事業者のうち、選定委員会の各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である提案を行った者のうち、最も高い提案をしたものを契約候補者として選定する。

③最高得点が複数の場合は、別紙「プロポーザル審査基準」項目（☆）の評価点数の小計が高いものを契約候補者として選定する。

④参加申込者が多数となった場合は、提出された企画提案書等に基づく書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する事業者を4者程度に選考するものとする。

(2) 審査基準

別紙「プロポーザル審査基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施日

令和7年6月13日（金） ※ 予定。詳細は別途電子メールで通知する。

(4) 発表時間

1事業者につき40分程度。（準備5分程度、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度）

(5) 発表方法

①事務局が指定する会場を想定しているが、詳細は別途通知する。

②出席者は4人を限度とし、提案説明は主として本業務に取り組む者（担当技術者）が行うものとする。

③説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

④パワーポイント等を使用し、プレゼンテーションする場合、使用する機器は各自で用意すること。

⑤大型ディスプレイ（又はスクリーン及びプロジェクター）及びHDMIケーブルは、本町が用意する。

⑥プレゼンテーションは非公開とする。

⑦プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

審査結果は、審査参加者全員に電子メールで通知するとともに、契約候補者名を町ホームページにより公表する。なお、審査結果（契約候補者を含め各企画提案者の得点）については、町ホームページにより公表する（特定されなかった企画提案者名については、公表しない。）。

15 失格事項

次に掲げる事由に該当する場合は、本プロポーザルへの参加又は委託事業者の決定を取り消すものとする。

(1) 提出方法、提出期限等が守られなかった場合。

- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められた場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額が委託上限を超えた場合。
- (6) 参加資格要件を欠くことになった場合。
- (7) その他実施要領に違反するなど、選定委員会が不適格と認めた場合。

16 契約の締結

審査の結果、最高得点のものを優先交渉権者とし、契約締結に向けた協議を行う。この際、町は優先交渉権者の提案内容に対して修正を求めることができることとし、優先交渉権者は誠実に応じるものとする。また、協議が整わなかった場合には、次点の者と協議を行うことがある。

17 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行うものとする。
- (2) 提出書類の作成等をはじめとする本プロポーザルへの応募に要した一切の費用は参加事業者の負担とし、本プロポーザルにおける手続きの一部又は全部が、延期または中止となった場合でも、その費用を本町に請求することはできない。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議は受け付けない。
- (4) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (5) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、周防大島町情報公開条例（平成16年10月1日条例第11号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 提出書類は原則返却しない。
- (8) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類に記載された管理技術者及び主任技術者は、本町がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (10) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において町は選定された企画提案書の内容に拘束されない。
- (11) 提案内容の実施に関しては、町と再度協議をして内容を決定するものとする。
- (12) 本業務のうち、「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務」は、令和6年度（補正予算）及び令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の第1

号事業を活用して実施するものであるため、当該補助金の交付要領等により、補助金目的や性格を十分理解して業務を遂行すること。なお、補助金の交付に至らなかった場合には事業化されないことがある。

別紙 プロポーザル審査基準

委託先候補の選定に当たっての審査基準は次の通りとし、審査を厳正に行ったうえで優先交渉権者及び次点者を選定する。

審査項目		審査の着眼点
業務 遂行 能力	業務実績	・本業務と同種又は類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているか。
	人員配置及び体制	・業務を円滑に実施するための人員の確保や連絡体制は確立されているか。 ・本町からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
企画 提案力	業務実施方針及び 業務実施工程	・事業目的等仕様書に沿った内容かつ、本町の地域特性を踏まえた業務の実施方針が適切に示されているか。 ・スケジュールが適切かつ実現可能な工程か。
	区域施策編の策定 支援について（☆）	・地域の現状や課題など地域特性を的確に把握し、その特性を十分に引き出す提案がなされているか。 ・現況推計・将来推計の調査や削減目標の設定手法が具体性・的確性・妥当性のある提案がなされているか。 ・町民、事業者が意欲的に脱炭素に取り組める提案があるか。
	事務事業編の改定 支援及び気候変動 適応計画の策定支 援について	・環境省が定める策定マニュアル等の最新の知見に基づき、温室効果ガス排出量の算定や削減目標を設定する提案等があるか。また、現状の気候変動の影響を評価し、将来予測をもとにした適応策の策定支援の提案等があるか。
	進捗管理	・計画の進捗管理のための指標を示しているか。
	提案の独創性（☆）	・事業効果を高めるための効果的工夫及び独自の提案がされているか。
対応力	提案者の対応力	・業務に関する知識、理解度、プレゼンテーションの分かりやすさ、コミュニケーション能力に優れているか。
価格	見積金額	・提案価格の妥当性があるか。 ・上限額を超えていないか。極端に安価ではないか。